

貧困の連鎖と「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

—生活困難な家庭の児童の学習支援はなぜ大切か(3)—

The Cycle of Poverty and The Law on Measures to Counter Child Poverty

宮 武 正 明

MIYATAKE, Masaaki

キーワード：子どもの貧困、貧困の連鎖、学習支援・中学生勉強会

1. 「子どもの貧困対策推進法」の成立

2013年6月26日、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」〔以下本文では「子どもの貧困対策推進法」と表記する〕が公布された。議員立法によるもので、衆議院、参議院とも全会一致で成立したものである。

この法律は、第一条(目的)では「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関して、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする」と明記されている。

そして、第二条(基本理念)では、「子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって、左右されることのない社会を実現することを旨として講じることにより、推進されなければならない。2 子どもの貧困対策は、国および地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取り組みとして行なわなければならない。」としている。

「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように」は、どのように判断すればよいか。

私は、長年、それが一番端的に表れるのが家庭や地域の経済力や教育力、福祉力が総合された結果が表れる「高校進学率」であり、高校進学率が98%の時代に、高校に行けない家庭があってはならないこと、もし経済的に高校へ進学できない子どもがいたらそれは、家庭と社会に

よる児童虐待であり、その解決方法として経済的に高校へ進学させられないのならば、生活保護を受けるか、児童養護施設に措置して、高校就学を果たすべきと述べてきた。特に、生活保護家庭の児童の高校進学率が一般世帯の高校進学率に比して著しく低いことは、是正されなければならないことを指摘し続けてきた。これらのことは、この法律にきちんと明記された。

第八条では、「政府は子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策にかんする大綱をさだめなければならない。」とし、大綱が定める事項を次のように列記している。

- 「一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

つまり、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」が大綱の内容として具体的に書かれ、大綱の作成を拘束することとなったのである。私の長年提案してきた子どもの貧困への施策の主張が、そのまま取り入れられたわけである。

以下に、ここに至る経過をまとめておきたい。

2. 「生活保護世帯の児童の高校進学率が指標」に至る道のり

私は、江戸川区東部地域各中学校における学力不振・不登校・非行児童に対する福祉事務所の取り組み（1980

年4月～1987年3月)を様々な機会に報告してきた。

再度ケースワーカーになり、区東部地域を担当し、子どもの貧困状態に愕然とした。各中学校において学力不振・不登校・非行児童が一定数になっており、それらの多くが中学卒業後無職少年となり、地域の荒廃を生み、生活保護世帯を再生産する結果になっていることを、職場、地域の関係者に明らかにし、次のような取り組みを行い、数年後、中学校や地域の荒廃はほぼ止められた。

- (1) 生活保護世帯の児童、母子父子世帯等低所得世帯の中学生とその親に、就学資金貸付等高校就学の方法をケースワーカーが直接家庭訪問時等に口頭で情報として知らせる。学力不振とならないよう小学生の親にも同様に伝える。
- (2) 地域の高校進学率が全国平均と比較して著しく低く地域荒廃の原因になっていることを、行政担当者、地域の民生児童委員等が理解するよう、民生委員協議会等の会合で啓発していく。
- (3) 中学3年秋の進路に関する三者面接で不進学となった児童の中学校を個別に訪ねて、校長等に高校就学の方法が有ることを伝える。
- (4) 以上によりさらに残った高校不進学者について、福祉事務所で夜間に中学生勉強会を開く。講師はケースワーカーがボランティアで行う。(この勉強会は学生ボランティアの参加も得て、27年後の現在も続けられている。)

これらの経過を私は、「崩れゆく家庭・地域と子どもたち」『教育』1988年11月号にまとめた。

この取り組みは、1987年3月、東京都の「生活保護世帯児童高校入学準備金」制度となったが、さらに、2004年社会保障審議会生活保護のあり方に関する専門委員会の検討を経て、国は2005年4月生活保護世帯「高校就学費生業扶助」を支給することとなって反映された。さらに、2009年4月から生活保護世帯の児童の学習支援・中学生勉強会が国の生活保護自立支援事業の一つとして、国から補助金が交付されるようになって今日に至っている。

3. 「すべての児童の高校就学保障」を発信し続けて

- (1) 『生活力の形成』『社会福祉主事と貧困克服の課題』

1984年10月、勁草書房

貧困世帯における教育力、健康管理力、家庭管理力、生活関係力の形成と援助方法をまとめた。福祉事務所社会福祉主事(ケースワーカー)の援助課題を貧困の重層化の防止と生活力の形成とし、社会的自立のための援助方法を提案した。編著者:白沢久一(北星学園大)・拙

- (2) 『生活関係の形成』『公的扶助ケースワークの基礎と

応用』1987年10月、勁草書房

公的扶助ケースワークについての基礎知識をまとめ、ケースワーカーはどのように援助を展開できるのかを①生活の点検、②総合的な自立、③家庭に力をつける 貧困を連鎖させないための援助方法を提案した。編著者:白沢久一(北星学園大)・拙

(1)(2)で提案した生活保護、社会福祉のめざす社会的自立の考え方は、その後自立支援の3つの視点(日常生活支援、社会生活支援、就労支援)としてまとめられた。

- (3) 「崩れゆく家庭・地域と子どもたち」1988年11月刊『教育』No.501、国土社

当時江戸川区東部地域の著しい貧困地域のなかで、各中学校の高校進学率が8割を割り、生活保護世帯の高校進学率は5割、多くの中学生が学力不振、不登校、非行などの問題を抱えて、高校進学も就職もできない中で福祉事務所ケースワーカーが、子どもたち一人一人の家庭と本人自身の抱える問題の解決にどう取り組み、地元中学校・地域の高校進学率を高めて貧困地域を変えたを記録したレポート。本レポートを反映して、翌年3月厚生省は「児童養護施設等の高校就学奨励通知」を出している。筆者の私は、平職員のまま全国社会福祉協議会「夜間ひとり暮らし児童問題研究会」研究委員となるなど大きな反響があった。

- (4) 「大都市の中の貧困問題を克服するために」1989年秋、季刊『福祉展望』No.8、東京都社会福祉協議会

大都市の生活保護世帯、生活困難家庭に育つ子どもたちが不登校や非行などの問題を抱えている場合、地域の他の一般家庭の子どもたちに大きく影響する。足立区・江戸川区などの福祉事務所ケースワーカーの取り組みを紹介し、行政機関と地域の連携で貧困の世代間継承は断ち切れることを提案した。

- (5) 「貧困を克服する教育」1990年2月刊『教育』No.518、国土社

生活困難な家庭で子どもたちはどのように成長しているか。福祉事務所ケースワーカーの援助で不足していたことは何か。地域で中学生勉強会を始めてわかったことは、学力不振、不登校、非行の子どもたち自身が自分の進路に強く不安を抱えていること、悪循環の原因は、親や教師、地域社会がこれらの児童に「高校へ行け」と言ってくれないこと、「成績が悪いから当然」と考えていることにあった。

- (6) 「こちら下町福祉事務所休憩室、春待ち中三勉強会」(インタビュー記事)1990年4月『サインズオブザタイムズ』No.89-4、福音社

15歳の春に無職少年を生み出さないために、江戸川区役所の夜間に中学生の勉強会はどのように始められたか、家庭環境から学力不振となった子どもたちが夜の勉強会

にかよってくるのはなぜか、子どもたちが驚くほど変わるのはなぜかを、編集者が現場でのインタビューによってまとめた。

(7) 『ひとり親家庭の子どもたち』「教育力のないひとり親家庭への援助」1991年2月、川島書店

様々な問題を抱えるひとり親世帯で、子どもたちは児童福祉や公的扶助などの援助を受けながらどのように成長したか、子どもの成長を促すために何が欠けていたのか、一世帯、母と6人の子どもたちの12年間の成長過程を分析し、貧困が繰り返される児童福祉・公的扶助の現場での課題を明らかにした。編著：田辺敦子（日本社会事業大）。

私は、一時期勤務のため東京を離れたが、2009年4月現在の大学に勤務のため再び上京し、その年の秋から、千葉県八千代市の中学生勉強会の立ち上げに参加し、現在5年を経過した。この間に、生活保護世帯の児童の学習支援・中学生勉強会は、2007年から生活保護世帯の児童に、学習の遅れをふせぐための「学習支援費」が支給されるようになり、2009年からは「生活保護自立支援事業」の一つとして「学習支援事業補助」が行われるようになり、都市部を中心に各自治体、福祉事務所でも「学習支援事業」「中学生勉強会」がとりくまれるようになった。それらについては、次のように報告してきた。

(8) 「生活困難な家庭の児童の学習支援はなぜ大切か」

2010年3月、こども教育宝仙大学、『こども教育宝仙大学紀要』第1号、実践報告

貧困の連鎖・無職少年をつくらないための1980年代からの江戸川区福祉事務所における生活困難家庭の児童への学習支援の実践と、2009年生活保護学習支援費支給により今日改めて学習支援が注目されてきた意義と支援方法を明らかにした。

(9) 「貧困の連鎖と学習支援——生活困難な家庭の児童

の学習支援はなぜ大切か(2)」2013年3月、こども教育宝仙大学、『こども教育宝仙大学紀要』第4号、実践報告

上記の実践報告以降、3年間を経過した中で、これらの問題提起は国と自治体、マスコミにおいて、どのように受け止められ、対策案が講じられてきたか。①子どもの貧困・貧困の連鎖はなぜ起きているか。生活保護者増加の一因として、今日の社会で「履歴書が書けない」状態の人の求職活動は困難を極める。若年生活保護者は学歴が中卒や高校中退者が多く、学習の不徹底が貧困を招いている。②貧困の連鎖、教育力に欠ける家庭で貧困の連鎖が見られ、多額な福祉予算の負担となる。事例をとおして、貧困の連鎖を防ぐためには高校就学による教育力が不可欠である。③生活保護世帯の学習支援が国の補

助事業になって、各地で自治体主導あるいはNPO法人による学習支援・中学生勉強会が始まっている。④学習支援の場に再び参加して、学習支援で子どもたちはどう変わるかを具体例で紹介し、学習支援でこころがけること、各地の中学生勉強会への提言をおこなった。

4. 「高校就学費・学習支援費支給」実現の過程

それではなぜ生活保護世帯の高校生に高校就学費が支給され、学習支援費が支給されるようになったか。

生活保護世帯・母子父子世帯等生活困難家庭の子どもが高校就学が世帯全体の自立に果たす効果は、決定的に大きい。生活保護世帯の場合、子どもが高校卒業後の就職によって世帯の生活保護が廃止になる場合も多い。

一方で高校不進学の場合は、それらの子どもの多くが途中でその世帯から離れ、世帯の生活苦はその後も続いていく。

したがって、子どもが貧困の連鎖・再生産を繰り返さないことだけでなく、世帯全体の社会的自立の観点からもこれらの子どもへの高校就学援助の徹底が求められてきた。

そうした各地の福祉事務所ケースワーカーら現場の声を受けて、国は2004年社会保障審議会に設置された専門委員会の検討と意見具申により、2005年4月から生活保護世帯の高校就学費を「生業扶助」として支給することとし、2009年7月からは小・中・高生に学習支援費の支給も始め、さらに2010年から中学生勉強会等の学習支援を「生活保護自立支援事業」の対象としたのである。

江戸川の福祉事務所ケースワーカーの取り組みから30年、江戸川中学生勉強会の発足から25年を経て、今日、生活保護世帯の児童の高校就学費支給、学習支援費支給が実施されるとともに、直接的な学習支援を行うことが貧困の連鎖を防止する根本的な方策として必要であることが、生活保護世帯の増加を防ぐ「生活保護自立支援プログラム」の課題の一つとして位置づけられた。

これらの経過について、2010年10月11日付「朝日新聞」では、「生活保護世帯へ進学支援」の解説記事が掲載された：

「『貧困の連鎖』に関心が高まったきっかけは、堺市健康福祉局の道中隆理事が07年に公表した調査結果だ。生活保護を受ける世帯主の25%は、自ら育った家庭も生活保護世帯だった。この「世代間継承」は母子世帯では4割に達した。生活保護世帯の学歴は中卒が高校中退が73%を占めた。国も進学支援に腰を上げた。09年、参考書代などに使える学習支援費を生活保護に上乘せ。加えて自治体が進学支援に取り組んだ場合の国の補助率を10割に引き上げた。」

この時点ですでに国の補助の対象になっている千葉県八千代市等学習支援を行っている自治体の一覧も掲載されている。

2010年12月1日付「毎日新聞」にも同様の解説記事が掲載された。

直前の2010年7月20日付「東京新聞」では、「貧困再生産断ち切れ・江戸川、子の進学へ「中三生勉強会」として、「(生活保護世帯が増加する中で)受給世帯の子の自立を図る、長期的な取り組みもある。東京都江戸川区のCWが1987年に始めた「中三生勉強会」は釧路市や東京都大田区、杉並区でも行われている。江戸川区では……」

と、勉強会の様子が紹介されている。

厚生労働省は、2011年6月に「生活支援戦略」を公表しているが、その中で生活保護世帯の増加の中で「生活困窮者の経済的困窮と社会的孤立からの脱却と親から子への「貧困の連鎖」の防止」を基本目標の位置に掲げ、「幼年期・学齢期における取り組みにより「貧困の連鎖」を防止」の具体的施策を各自治体に求めている。

関係資料では、「学歴が貧困率に与える影響」として「平成22年国民生活基礎調査」の集計において、「学歴別、年齢層別貧困率でみると、特に若年層においては「中卒(高校中退を含む)」の貧困リスクが非常に高い」「学歴プレミアムは貧困リスクの差という形で一生つきまとう」とし、中卒女子の30歳代での貧困率は40%、中卒男子の場合は25%以上で、高卒は男女とも15%、大卒は男女とも5%に比して、著しく高いことを指摘している。この指摘は、私も研究員として行った「八千代市における生活保護母子世帯調査」の結果と、全く一致している。

こうした実態がようやく把握されて、貧困の連鎖の防止には学習支援が必要となったもので、同様の内容の私の雑誌『教育』での現場レポートから20年を経過して、貧困の連鎖が江戸川区・足立区等東京の下町から、新自由主義の生活格差の拡大の中で全国に拡大し、生活保護世帯の増加となって、そのことを国、厚生労働省段階でようやく気づいたことになる。

さらに、2012年度より、国は、母子及び寡婦福祉法の実施において、「学習ボランティア事業」を新設し、ひとり親家庭に大学生などのボランティアを派遣し、児童等の学習支援や進学相談に応じることになった。この事業は、受諾したNPO法人等がコーディネートを行い、地域の施設または自宅にボランティアを派遣する仕組みで、児童等の学習を支援する経費として一事業あたり年額458万円を補助するものとなった。

「子どもの貧困対策推進法」には、本書に述べてきたこれらの経過が少なからず反映されている。国と自治体は、子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学

校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた具体的な施策の実施が求められる。各自治体では、自治体ごとの高校進学率と自治体における生活保護受給世帯の子どもの高校進学率を調べ、高校進学率を高めるための施策を実施し、国に報告しなければならない。貧困の連鎖は、このことを徹底することによってのみ防げる。

現在、各地で、経済的に塾に行けない生活保護世帯・母子父子世帯等の中学生を対象とした中学生勉強会が組織され、学力不振になりがちな家庭環境におかれている子どもたちと対面による学習支援が取り組まれはじめている。

5. 「子どもの貧困」「母子家庭の貧困」と子どもの貧困への対策

「子どもの貧困」という新しい言葉が使われるようになったのは、2006年1月4日『朝日新聞』に、「2005年度東京23区公立小・中学校就学援助費受給率」が掲載され、東京23区においては、小学生の27.4%、中学生の32.2%が生活保護基準の1.1~1.2倍以下の低所得世帯になっていること、足立区においては小学生の41.3%、中学生の44.0%が就学援助費の対象になっていることが、初めて公開されてからである。つづいて『文芸春秋』2006年4月号は佐野真一が「ルポ下層社会・改革に捨てられた家族を見よ」を掲載した。

私は、1991年に、既に同じ「東京23区公立小・中学校就学援助費受給率」の1989年度について、下記の『「豊かさ時代」と教育力・生活力の形成』の中で、公表したが、それは9割中流社会の中で1割の貧困を放置してよいものかという問いかけであった。その時点での東京23区では、小学生の15.6%、中学生の18.5%、足立区では小学生の19.2%、中学生の23.8%であった。それから16年しか経っていないのに、この間に、子どもを育てている家庭の貧困が著しく進んだことが分かる。この間に、日本の社会は、なにがあったのか。誰がこのような状態を作ってしまったのか。その責任は誰が負うのかを問うてきた。

私は、1980年代、1990年代の「豊かな社会」と言われ9割の人が中流意識を持った社会の中で1割の貧困者にも豊かさを届けるべきとして、下記のように問題提起を続けてきた。

(1) 「家庭のない家族の時代の子育て問題」1990年2月『現代と保育』No.23、ひとなる書房

幼児教育、保育の現場で親との関わり、家庭の抱えている子育ての悩みや生活問題について相談にのり、アドバイスすることが求められている。少子化の中で、保育

所・幼稚園時代は、通園をとおして各家庭が子育てを学び、家庭を形成していく。「家庭のない家族の時代」に保育者は、家庭の問題の相談に応じ、問題を解決していくことが求められる。保護者にアドバイスできることは何かを事例を元に紹介した。この問題提起等により、保育士養成の課程における「児童福祉」は「児童・家庭福祉」に改められ、保育所が「地域子育て支援センター」としての機能を果たすことが求められるようになり、各自治体において予算化された。

(2) 「求められる子どもの生活環境への対応——ひとり暮らし児童問題研究報告書」

1990年10月、全国社会福祉協議会 厚生省委託共同研究。研究委員長 山崎美貴子（明治学院大）。

夜間一人暮らし児童の現状について各種調査を行い、4%の児童が夜間の一定時間児童だけで在宅していることが分かり、児童の生活事例をまとめて、その対策を厚生大臣に意見具申した。地域調査、全国調査、事例調査、調査の分析等報告書の多くの部分を私が担当した。

本報告書によって、国で「トワエライトステイ事業」として予算化され、今日都市部の各自治体で1ヵ所程夜間10時までの子どもの居場所が設置されている。また、この内容はその後の「エンゼルプラン」の作成にも反映され、保育所の延長保育の時間が朝7時から夜7時まで広がる根拠ともなった。

(3) 『「豊かな時代」と教育力・生活力の形成』1991年10月月刊『社会教育』No.424 国土社

教育の機会均等の保障と福祉の関連、高校進学率の地域・学校間格差の理由、特に生活保護基準に近い低収入の世帯を対象とする公立小・中学校の就学援助費の受給率が東京23区の1割近くに達していて9割中流といわれ「豊かな社会」といわれる中で、区によっては1/3の児童が該当しており、地域差が目立ってきていることを指摘した。これらの問題について、教育の機会均等の保障とは、中学校単位、地域単位で高校進学率格差をなくすこと、生活保護世帯の児童の高校進学率格差をなくすこと、彼等が二世帯つづけて貧困の鎖に陥らないために福祉事務所ケースワーカー、行政と地域が果たすべき課題を明らかにした。

(4) 私は、2002年夏期および2007年夏期の期間、千葉県八千代市において母子家庭調査を実施した。いずれも研究代表 森田明美（東洋大学）研究室が自治体から依頼を受けた調査である。

子どもの貧困率は、自治体によって異なるが、その約半数が母子家庭が占めていて、子どもの貧困対策の鍵は、母子家庭の貧困を防ぐことであると言える。2002年夏期に、児童扶養手当受給世帯へのアンケート調査を行い、その集計結果をまとめた。

(5) 「母子世帯の就労と生活をめぐる—考察—児童扶養手当受給者のアンケート調査から」2003年1・2月月刊『母子福祉』母子福祉社 No.508、以後6回連載

母子世帯の生活の現状を把握し就労支援および生活支援に何が必要かを明らかにするため、千葉県八千代市にて実施した児童扶養手当受給者372名のアンケート調査を集計分析し、社会手当としての児童扶養手当の意義と母子福祉の現場への提言をまとめた。死別・離別から児童扶養手当申請までに母親は何をしているか」児童扶養手当受給母子世帯の生活状況・子どもの状況について調査を分析。死別・離別した母親は短期間の内に住まいの確保、子どもの転校や保育所申請、求職活動を行っていること。死別・離別後の母親の就労は9割を超え、児童扶養手当手続きが母子世帯となった母親の就労を励ます役割を果たしていること。大半の母子家庭の母親は死別・離別後就労し、自立に努めようとするが、生活保護を受給する家庭は3人以上の世帯の比率が多く、就労途中での疾病、精神的な疲労の場合が多いことを指摘した。

(6) 2007年夏期の調査は、児童扶養手当世帯と生活保護受給母子世帯についてアンケート調査およびインタビュー調査を実施し、研究スタッフ共同で『生活保護母子世帯自立支援プログラム策定のための基礎調査及びその結果』報告書にまとめて、八千代市に報告した。その一つは、生活保護受給母子世帯の4割が中学卒業あるいは早期の高校中退であり、家庭での教育支援が期待できない中で、家庭に任せると「貧困の連鎖」は避けられないことであった。さらに、3割の母親が、離婚と短期間パート・転職の連続で疲れきって精神不安定になり、精神科へ通院している実態であった。そうした中で、子どもは育っている。この調査結果によって、八千代市の生活保護世帯の児童の学習支援、「若者ゼミナール」が始められた。

(7) 「父子世帯の悩み・生活と意見」2004年7月月刊『母子福祉』母子福祉社 No.520

2007年夏期には、さらにアンケート調査・インタビュー調査を含めた父子家庭調査も行い、その結果をまとめた。生活困難の母子世帯との違いや行政施策への要望等を明らかにした。離別父子の場合、親しい人にも離別を伝えられず周囲の協力が得られないことが多いことや再婚等は子どもを非行に走らせる心配から高校卒業までは考えない志向など深刻な実際の悩みが多く聞かれた。死別と離別の比率は1:2、祖父母と同居の比率も1:2であった。年収については、当時母子のみであった児童扶養手当の受給要件である年収365万円以下は約3割であった。

6. 子どもの貧困を防ぐために求められること

この「子どもの貧困対策の推進に関する法律」によって、国と自治体は、子どもを育てている生活保護家庭、母子家庭、その他の低所得家庭に対して、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策を講じなければならなくなった。

この法律の第九条では、都道府県が「子どもの貧困対策計画」を策定することが求められている。具体的な支援として、下記のことについて、国の大綱にもとづき計画を策定しなければならない。

「教育の支援」では、「就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。」としている。

「生活の支援」では、「貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。」としている。

「保護者に対する就労の支援」では、「貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。」と決めている。

「経済的支援」では、「国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。」と定めた。

「調査研究」では、「子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずる。」とうたっている。

私は本書で述べてきたとおり30年前から貧困世帯の多くの子どもたちと接する中で「子どもの貧困」が起きていること、放置された子どもは無職少年になっていること、けれども「貧困の連鎖」は防げることを学習支援、中学生勉強会の実践を通して提案し続けてきた。そうした立場から、この法律に託す期待は大きい。

「子どもの貧困対策推進法」第十五条において、国は「子どもの貧困対策会議」を置くことが定められている。「子どもの貧困対策」を継続的に把握し、改善することを義務づけたものである。「子どもの貧困」は「子どもを育てている親の貧困」であり、ここ十年余にわたって家庭の子育てを無視して国が進めてきた様々な施策が、結果として「子どもの貧困」を拡大してきたことについて真摯に取り組み、子どもを育てる家庭が一世帯でも多く、安定し安心して暮らせ、子どもの未来が「貧困の連鎖」、

貧困の悪循環に陥れないように、国も自治体も地域社会も真剣に取り組むことを切に願うものである。

(注) 本文の引用文献は、これらの経過を述べるために本文中で記載した。

若者ゼミナール「数学の日」

2013.12.26 冬休みの一日



「 $(-5) - (-2) =$ 」 できるかな？

「数学の日」と言っても難解な問題を解くものではありません。
あなたなら解けない中学生にどう教えますか。